

## 埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、加工用米及び酒造好適米（以下、「加工用米等」という。）の高騰に直面する中小企業者等の負担を軽減するため、予算の範囲内において埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金（以下、「本支援金」という。）を交付する。

2 本支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下、「中小企業法」という。）第2条第1項に規定するもの
- 二 中小企業者等 中小企業者及び常時使用する従業員の数が中小企業法第2条第1項各号に定める従業員の数（主たる事業の属する業種による）以下の会社以外の法人（国及び法人税法別表第1に規定する公共法人を除く）
- 三 加工用米 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成18年11月9日付け18総食第778号）に定められる加工用米
- 四 酒造好適米 「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知）別表3及び別表13の欄に掲げられている銘柄をいう。

### (交付対象者)

第3条 交付対象者は、県内に本社又は主な事業所を有する中小企業者等で、加工用米等により、清酒等の酒類や味噌等の調味料、米菓等の菓子等の製造を行う事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付対象者とししない。

### (交付対象品目)

第4条 交付対象品目は、次のとおりとする。

- (1) 加工用米  
令和7年産の加工用米（うるち米、もち米）
- (2) 酒造好適米  
令和7年産の酒造好適米

(交付額及び交付単価上限額)

第5条 交付額及び交付単価上限額は、別表1のとおりとする。

なお、国や市町村の同様の制度（補助金等）を併用し、その額を価格高騰分の総額から減じた額が価格高騰分総額の2分の1以下となる場合は、減じた額を支援額の上限とする。

(交付の申請等)

第6条 本支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書（様式第1-1号）または交付申請書（様式第1-2号）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書は、本支援金交付決定通知後、規則第13条の規定による報告書を兼ねるものとする。

3 第1項の申請書兼請求書の請求書は、本支援金の額の確定通知後、効力を発するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 加工用米等の購入実績または購入見込みがわかるもの

令和7年産米であること、米の種類（加工用米（うるち米、もち米）または酒造好適米であることが分かる）、仕入れ元、購入量がわかるもの

二 本支援金に係る加工用米等購入量等集計表（様式第2-1号）または加工用米等購入量等計画表（様式第2-2号）

三 申請に関する誓約書並びに暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

四 その他、知事が必要と認める書類

(交付決定の通知等)

第8条 交付申請書兼請求書（様式第1-1号）に基づく申請に対する規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定・確定通知書（様式第4-1号）のとおりとする。

2 交付申請書（様式第1-2号）に基づく申請に対する規則第7条の交付決定通知書の様式は、交付決定通知書（様式第4-2号）のとおりとする。

3 知事は、本支援金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第9条 規則第7条の規定により支援金交付の決定を受けた者は、交付決定に係る計画を変更しようとするときは、様式第7号の計画変更承認申請書を知

事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当と認められるときは、様式第8号の変更承認申請書により補助事業者に通知するものとする。
- 3 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2に掲げる変更とする。

(実績報告書の様式等)

第10条 交付申請書(様式第1-2号)に基づく申請に対する申請規則第13条の実績報告書の様式は、実績報告書兼請求書(様式第6号)のとおりとし、支援金に係る加工用米等購入量等実績報告(様式第2-3号)を添付したうえで、別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(支援金の額の確定等)

- 第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、交付すべき支援金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。
- 2 交付申請書(様式第1-2号)に基づく申請に対する額の規則第14条の確定通知書の様式は、確定通知書(様式第4-3号)のとおりとする。
  - 3 前条の実績報告書兼請求書の請求書は、本支援金の額の確定通知後、効力を発するものとする。

(本支援金の支払い)

第12条 本支援金の支払いは、精算払いによるものとし、第8条第1項及び第11条第2項の額の確定通知後、第6条第3項及び第11条第3項による請求に基づき行う。

(状況報告及び是正措置等)

- 第13条 知事は、本支援金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本支援金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第14条 知事は、交付決定後に申請者が交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、本支援金の支払後においても適用があるものとする。
- 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の経理等)

第15条 交付対象者は、本支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

- 2 交付対象者は、前項の帳簿その他の書類を本支援金の受領が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

別表1（第5条関係）

交付対象 品目区分	交付基準単価	交付単価上限	支援金の額
加工用米	令和7年産加工用米の種別及び等級ごとに次の算定により算出した額  算式＝(a-b)×1/2 a:令和7年産加工用米の購入価格(税抜) (円/kg) b:令和6年産加工用米の購入価格(税抜) (円/kg)	90.4円/kg以内	交付基準単価又は、交付単価上限(交付基準単価が交付単価上限を上回る場合)に、令和7年産加工用米の購入量(kg)を乗じた額
酒造好適米	令和7年産酒造好適米の銘柄及び等級ごとに次の算定により算出した額  算式＝(a-b)×1/2 a:令和7年産酒造好適米の購入価格(税抜) (円/kg) b:令和6年産酒造好適米の購入価格(税抜) (円/kg)	87.5円/kg以内	交付基準単価又は、交付単価上限(交付基準単価が交付単価上限を上回る場合)に、令和7年産酒造好適米の購入量(kg)を乗じた額

\* 令和6年産加工用米の購入価格(税抜)は、同一種別・同一等級の購入実績がない場合、以下のとおりとする。

- (1) 売買契約書に記載され、購入した場合の価格と認められる場合は、当該価格を適用する。
- (2) 売買契約書でも価格が不明な場合は、様式第2号別記に掲げる価格を適用する。

\* 令和6年産酒造好適米の購入価格(税抜)は、同一銘柄・同一等級の購入実績がない場合、以下のとおりとする。

- (1) 売買契約書に記載され、購入した場合の価格と認められる場合は、当該価格を適用する。
- (2) 売買契約書でも価格が不明な場合は、様式第2号別記に掲げる価格を適用する。

\* 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

別表 2 (第 9 条関係)

軽微な変更	<b>【支援金の減額】</b> 支援金交付決定額の減額のうち不用となる額が 20%以内のもの
-------	---

## 埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

(あて先)

申請日 令和 年 月 日

埼玉県知事

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、必要な書類を添えて申請します。あわせて、交付が決定し、支援金額が確定した場合は、以下の口座への振込を請求します。  
なお、申請に当たり、裏面の内容について誓約します。

記

## 1. 申請者

法人番号					
フリガナ				資本金の額	
法人名					
本社所在地	〒	—	従業員数		
主たる事業			主たる製品		
代表者役職・氏名	役職			フリガナ	
				氏名	
代表者自宅住所	〒	—			
代表者生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日
郵便物の希望送付先住所	所在地と同じ・代表者自宅住所と同じ(いずれかに○をつけてください)				
	〒	(それ以外の場合)			
担当者名・電話番号	担当者名			電話番号	— —
担当者メールアドレス					

## 2. 振込先口座

金融機関名称				<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合
支店名称				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
金融機関コード		支店コード		
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
口座名義(か)				

## 3. 申請額・請求額

申請区分に チェック	区分	支援金の額(円)
<input type="checkbox"/>	加工用米	円
<input type="checkbox"/>	酒造好適米	円
	合計	円

※支援金の額は様式第2-1号から、各区分の合計額を転記ください。

## 埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の申請に関する誓約

1. 申請要件のすべてを満たしています。また、申請及び提出の内容に虚偽や不正はありません。
2. 支援金の申請にあたり、提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
3. 関係書類の提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
4. 申請日時点で倒産・廃業しておらず、申請後も事業継続の意思があります。
5. 申請日以降、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告します。
6. 本支援金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を正当な理由として、埼玉県警察その他の行政機関等に共有される場合があることに同意します。
7. 提出書類、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類、及び通帳などを5年間保存します。
8. この誓約に反していることが判明した場合は、支援金申請の取下げ、支援金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

## 埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付申請書

(あて先)

申請日 令和 年 月 日

埼玉県知事

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、必要な書類を添えて申請します。あわせて、交付が決定し、支援金額が確定した場合は、以下の口座への振込を請求します。  
なお、申請に当たり、裏面の内容について誓約します。

記

## 1. 申請者

法人番号					
フリガナ				資本金の額	
法人名					
本社所在地	〒	—	従業員数		
主たる事業			主たる製品		
代表者役職・氏名	役職			フリガナ	
				氏名	
代表者自宅住所	〒	—			
代表者生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日
郵便物の希望送付先住所	所在地と同じ・代表者自宅住所と同じ(いずれかに○をつけてください)				
	〒 (それ以外の場合)				
担当者名・電話番号	担当者名			電話番号	— —
担当者メールアドレス					

## 2. 振込先口座

金融機関名称				<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合
支店名称				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
金融機関コード		支店コード		
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
口座名義(か)				

## 3. 申請額

申請区分に チェック	区分	支援金の額(円)
<input type="checkbox"/>	加工用米	円
<input type="checkbox"/>	酒造好適米	円
	合計	円

※支援金の額は様式第2-2号から、各区分の合計額を転記ください。

## 埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の申請に関する誓約

1. 申請要件のすべてを満たしています。また、申請及び提出の内容に虚偽や不正はありません。
2. 支援金の申請にあたり、提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
3. 関係書類の提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
4. 申請日時点で倒産・廃業しておらず、申請後も事業継続の意思があります。
5. 申請日以降、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告します。
6. 本支援金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を正当な理由として、埼玉県警察その他の行政機関等に共有される場合があることに同意します。
7. 提出書類、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類、及び通帳などを5年間保存します。
8. この誓約に反していることが判明した場合は、支援金申請の取下げ、支援金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金に係る加工用米等購入量等集計表

事業者名	
------	--

1 加工用米

番号	種別	等級	購入先	用途	令和7年産 購入量 (kg)	令和7年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	令和6年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	購入単価の 差額 (円/kg)	左記の1/2 (円/kg)	交付上限単価 (円/kg)	交付単価 (円/kg)	支援金の額	備考
					a	b	c	d	e	f	g	h	
							(b-c)		(d/2)	90.4円/kg	e又はfのうち小さい額	a×g	
①													
②													
③													
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
小計													

2 酒造好適米

番号	銘柄	等級	購入先	令和7年産 購入量 (kg)	令和7年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	令和6年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	購入単価の 差額 (円/kg)	左記の1/2 (円/kg)	交付上限単価 (円/kg)	交付単価 (円/kg)	支援金の額	備考
				a	b	c	d	e	f	g	h	
						(b-c)		(d/2)	87.5円/kg	e又はfのうち小さい額	a×g	
①												
②												
③												
④												
⑤												
⑥												
⑦												
⑧												
⑨												
⑩												
小計												

3 支援金の額

区分	支援金の額 (円)
加工用米	
酒造好適米	
合計	

(別記) 令和6年産加工用米等の価格

区分	使用価格 (円/kg)
加工用米	215.8円/kg
酒造好適米	321.6円/kg

\* 銘柄、等級は問わない。

(注1) 金額は、税抜価格を記入してください。

(注2) 行が不足する場合は適宜追加してください。

(注3) 支援単価 (g) は、eまたはfのうちいずれか低い額を記入してください。

(注4) 令和7年産及び令和6年産の購入価格並びに購入量がわかる資料を添付してください。

(注5) 令和7年産加工用米について、同一等級の令和6年産米を購入していない場合であって、令和6年産米の契約で契約先との価格が不明な場合は、「購入先」の欄に「●●(新規)」と記載し、「令和6年産購入価格(c)」には別記表中の価格を記入してください。

(注6) 令和7年産酒造好適米について、同一銘柄同一等級の令和6年産米を購入していない場合であって、令和6年産米の契約で契約先との価格が不明な場合は、「購入先」の欄に「●●(新規)」と記載し、「令和6年産購入価格(c)」には別記表中の価格を記入してください。

(注7) 「支援上限単価」の欄(g)には、加工用米の場合は90.4円/kg、酒造好適米の場合は87.5円/kgを記入してください。

(注8) b～fの金額の桁数は小数点第一位までとし、計算にあたっては小数点第二位以下切捨てとしてください。

(注9) 計算の結果導かれる支援金の額は、整数とし小数点以下は切り捨ててください。

(注10) 用途の欄には、以下の表よりA～Gの記号を選択し、記入してください。

A	清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類
B	加工米飯(肉又は魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲動物の仕込時の混入割合が3%以上である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって2カ月以上の保存に耐えられるもの)
C	味噌、その他米穀を原料とする調味料
D	米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの
E	米菓、その他米穀を原料又は材料とする菓子
F	玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、煎り玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
G	その他

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金に係る加工用米等購入量等計画表

事業者名	
------	--

1 加工用米

番号	種別	等級	購入予定先	用途	令和7年産 購入量 (kg)	令和7年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	令和6年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	購入単価の 差額 (円/kg)	左記の1/2 (円/kg)	交付上限単価 (円/kg)	交付単価 (円/kg)	支援金の額	備考
					a	b	c	d	e	f	g	h	
									(b-c)	(d/2)	90.4円/kg	e又はfのうち小さい額	
①													
②													
③													
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
小計													

2 酒造好適米

番号	銘柄	等級	購入予定先	令和7年産 購入量 (kg)	令和7年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	令和6年産 購入単価 (円/kg) (税抜)	購入単価の 差額 (円/kg)	左記の1/2 (円/kg)	交付上限単価 (円/kg)	交付単価 (円/kg)	支援金の額	備考
				a	b	c	d	e	f	g	h	
								(b-c)	(d/2)	87.5円/kg	e又はfのうち小さい額	
①												
②												
③												
④												
⑤												
⑥												
⑦												
⑧												
⑨												
⑩												
小計												

3 支援金の額

区分	支援金の額 (円)
加工用米	
酒造好適米	
合計	

(別記) 令和6年産加工用米等の価格

区分	使用価格 (円/kg)
加工用米	215.8円/kg
酒造好適米	321.6円/kg

\* 銘柄、等級は問わない。

(注1) 金額は、税抜価格を記入してください。

(注2) 行が不足する場合は適宜追加してください。

(注3) 支援単価 (g) は、eまたはfのうちいずれか低い額を記入してください。

(注4) 令和7年産及び令和6年産の購入予定価格並びに購入予定量がわかる資料を添付してください。

(注5) 令和7年産加工用米について、同一等級の令和6年産米を購入していない場合であって、令和6年産米の契約で契約先との価格が不明な場合は、「購入先」の欄に「●●(新規)」と記載し、「令和6年産購入価格(c)」には別記表中の価格を記入してください。

(注6) 令和7年産酒造好適米について、同一銘柄同一等級の令和6年産米を購入していない場合であって、令和6年産米の契約で契約先との価格が不明な場合は、「購入先」の欄に「●●(新規)」と記載し、「令和6年産購入価格(c)」には別記表中の価格を記入してください。

(注7) 「支援上限単価」の欄(g)には、加工用米の場合は90.4円/kg、酒造好適米の場合は87.5円/kgを記入してください。

(注8) b～fの金額の桁数は小数点第一位までとし、計算にあたっては小数点第二位以下切捨てとしてください。

(注9) 計算の結果導かれる支援金の額は、整数とし小数点以下は切り捨ててください。

(注10) 用途の欄には、以下の表よりA～Gの記号を選択し、記入してください。

A	清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類
B	加工米飯(肉又は魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲動物の仕込時の混入割合が3%以上である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって2カ月以上の保存に耐えられるもの)
C	味噌、その他米穀を原料とする調味料
D	米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの
E	米菓、その他米穀を原料又は材料とする菓子
F	玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、煎り玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
G	その他

様式第2-3号

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金に係る加工用米等購入量等実績報告

事業者名	
------	--

1 加工用米

番号	種別	等級	購入先	用途	交付決定済 購入量 (kg)	交付単価 (円/kg) (税抜)	交付決定額 (円) (税抜)	実際の購入量 (kg)	支援金の額	備考
					a	b	c	d	h b × d	
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										
小計										

2 酒造好適米

番号	銘柄	等級	購入先	交付決定済購 入量 (kg)	交付単価 (円/kg) (税抜)	交付決定額 (円) (税抜)	実際の購入量 (kg)	支援金の額	備考
				a	b	c	d	h b × d	
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									
小計									

3 支援金の額

区分	支援金の額 (円)	交付決定額 (円)	支援金の額/交付決定額
加工用米			
酒造好適米			
合計			

- (注1) 金額は、税抜価格を記入してください。
- (注2) 行が不足する場合は適宜追加してください。
- (注3) 支援単価（b）は、特段の変更がない限り交付決定の際の支援単価をご記入下さい。
- (注4) 令和7年産米の支払いおよび取得がわかる資料を添付してください。
- (注5) a～dの金額の桁数は小数点第一位までとし、計算にあたっては小数点第二位以下切捨てとしてください。
- (注6) 計算の結果導かれる支援金の額は、整数とし小数点以下は切り捨ててください。
- (注7) 用途の欄には、以下の表よりA～Gの記号を選択し、記入してください。

A	清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類
B	加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲動物の仕込時の混入割合が3%以上である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって2カ月以上の保存に耐えられるもの）
C	味噌、その他米穀を原料とする調味料
D	米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの
E	米菓、その他米穀を原料又は材料とする菓子
F	玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、煎り玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
G	その他

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、支援金の交付対象期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

第 年 月 日  
号

様

埼玉県知事

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付決定・確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金について、下記のとおり、埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付要綱第8条の規定により、交付するとともに、同条の規定により、支援金の額を確定します。

記

1 支援金交付決定額 \_\_\_\_\_円

2 支援金交付確定額 \_\_\_\_\_円

3 交付方法  
申請書記載の口座への口座振替

4 留意事項  
交付決定後に虚偽の申請又は埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の交付後の場合は返還を求めます。

第 年 月 日  
号

様

埼玉県知事

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金について、下記のとおり、埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付要綱第8条の規定により、交付します。

記

1 支援金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付方法  
清算払い

3 留意事項

- (1) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第13条の実績報告書は様式第6号によることとし、別に定める期限までに提出しなければならない。
- (2) 交付決定後に虚偽の申請又は埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の交付後の場合は返還を求めます。

第 年 月 日  
号

様

埼玉県知事

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金確定通知書

令和 年 月 日付で提出のあった実績報告書により審査した結果、埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の額を確定します。

記

1 支援金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 支援金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付方法  
申請書記載の口座への口座振替

4 留意事項  
交付確定後に虚偽の申請又は埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金の交付が不適当であると認められる事実が判明した場合は、返還を求めます。

第 年 月 日  
号

様

埼玉県知事

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地  
申請者 名称  
代表者名

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金実績報告書兼請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった上記の支援金について令和 年 月 日付けで完了しましたので、埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。あわせて、支援金額が確定した場合は、申請書記載の口座への振込を請求します。

記

- |            |   |       |   |
|------------|---|-------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 実績報告額    | 金 | _____ | 円 |

様式第7号（第9条関係）

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所  
会 社 名  
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

変更後の額 金 \_\_\_\_\_ 円

（詳細は別添のとおり）